

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案の概要

改 正 の 趣 旨

地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等任用・勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講ずる。

1. 任用・勤務形態の多様化

～各団体の必要性に応じて、条例により導入

○ 任期付採用の拡大

現行の専門的知識経験等を有する者の任期付採用に加え、以下の場合に、任期付採用を可能に

1. 一定期間内に業務終了が見込まれる場合
2. 一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合

- (1) 任期 3年（特に必要と認める場合は5年）を限度
(2) 採用選抜の方法 競争試験又は選考による

○ 任期付短時間勤務職員

以下の場合に、採用を可能に

- ・ 左記の1、2の場合
- ・ 対住民サービスを向上する場合
- ・ 部分休業を取得した職員に代替する場合

○ 修学部分休業

大学その他の条例で定める教育施設で学ぶ場合、以下の条件で勤務時間の短縮を可能に

- (1) 休業時間 1週間当たり20時間まで
(2) 給料 休業時間分は減額

○ 高齢者部分休業

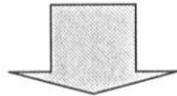
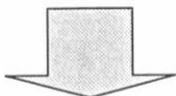
定年退職5年前から定年退職までの間、以下の条件で勤務時間の短縮を可能に

2. 計画的な人材の育成

地方公共団体による職員の人材育成を計画的に進めるため、研修の目標、研修に関する計画の指針等を定めた「研修に関する基本的な方針」の策定を法律上明確化

3. 人事行政運営における公正性・透明性の確保

職員の任用、給与等の状況や人事委員会等の給与勧告、競争試験等の情報を住民に公表し、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保



地方公共団体の長による 人事行政運営の公表

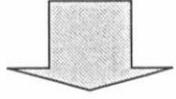
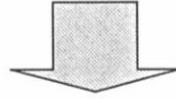
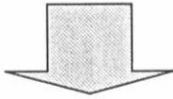
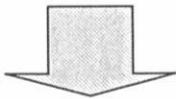
地方公共団体の長は、任用、給与、勤務時間、分限、懲戒、服務、研修、勤務成績の評定等の状況を、毎年、住民に公表

人事委員会・公平委員会の 業務状況の公表

人事委員会・公平委員会は、給与に関する勧告、競争試験等業務の状況を地方公共団体の長を通じて、毎年、住民に公表

4. 人事委員会・公平委員会の機能充実

事務権限の追加、運営規定の柔軟化により人事委員会・公平委員会の機能を充実



職員からの苦情 の処理

職員から的人事管理に関する苦情の相談を実施

委員の兼職禁止 の見直し

審議会などの委員等の職との兼職を可能に

委員会の定足数 の特例

公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるとき、委員全員（3人）出席ではなく、2人の委員の出席により開催可能に

公平委員会による 競争試験等の 実施

条例で定めるところにより、公平委員会が職員の競争試験、選考等を実施することを可能に